

書評 Sebastian Morris, Rakesh Basant, Keshab Das and K. Ramachandran, The Growth and Transformation of Small Firms in India

著者	島根 良枝
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	46
号	11/12
ページ	152-155
発行年	2005-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/355

Sebastian Morris, Rakesh Basant,
Keshab Das and K.Ramanchandran,

The Growth and Transformation of Small Firms in India.

New Dehli: Oxford University Press, 2001,
xxii, 353pp.

しまねよしえ
島根良枝

本書の目的と構成

インドでは1991年に経済自由化政策への取り組みが加速し、小工業^{注1}政策についても見直しの気運が高まった。具体的には、保護ではなく成長を指向しつつ、さらに介入や規制を最小限にとどめようとする方向で各種の提言がなされた。すなわち、政策に関する現行の議論はおおむね、「小工業は保護・育成策からなる介入政策によって行動を歪められており、その結果、競争力の発現を抑制されている」といった見解を前提としている。しかしデータの制約もあって、介入政策の実効性や、それによって小工業の経済活動にどのような歪みが生じているのかについては、実証的な裏付けがほとんどないといつてよい。

本書は、序で述べられているように、「小工業への(優遇)政策に関する基本的仮説(basic assumptions)を検証する必要性がなくて高まっている」とし、「生産留保政策(Reservation Policy)^{注2}や物品税減免措置などの直接的な政策的枠組みによって小工業の活動が規定されている」という従来の基本認識にとらわれずに、「小工業は経済に欠くことのできない一部であり(介入政策の如何にかかわらず)しかるべき(活動)領域をもっているのではないか」という新たな視点から、小工業の実態を把握しようと試みたものである。

こうした問題意識に基づいて、本書は次のとおり、小工業を様々な側面から分析する各章で構成されている。

- 第1章 概念と分析の枠組み(Sebastian Morris)
- 第2章 サンプリング(Sebastian Morris, Rakesh Basant, and Keshab Das)
- 第3章 競争の質、企業の行動とパフォーマンス(Rakesh Basant)
- 第4章 生産留保、品質と政府調達(Sebastian Morris)
- 第5章 小工業と輸出(Sebastian Morris)
- 第6章 インフラの制約と小工業(Keshab Das and Sebastian Morris)
- 第7章 金融と小工業(Sebastian Morris)
- 第8章 政府とのインターフェース(K. Ramanchandran and Sebastian Morris)

なお本書は、インド工業省下の小規模工業(SSI)^{注3}開発局長(Development Commissioner)の委託によってインド経営研究所(アーメダバード)が実施した調査がベースとなっている。委託調査の報告書は、“Overcoming Constraints to the Growth and Transformation of Small Firms”(1988)として公開され、ほぼそのままの内容で本書として出版された。

本書の内容

第1章では、小工業政策の帰結としてではなく、様々な経済的与件やより大きな政策的枠組みによって規定されたものとして小工業の実態と役割を捉え直している。経済的与件として労働市場の二重構造とこれに起因する産業構造の二重性、停滞する経済成長、政策的枠組みとしてマハラノビスモデルに基づく計画や輸入代替工業化政策などの諸点を考察した結果、筆者は、労働市場の二重構造と国内市場志向の政策(inward orientation of policy)を、現在のインドの経済構造とそのなかにおける小工業の役割を規定した要因であると結論づけている。

本書の実証的な考察は企業調査をベースとしてい

るが、第2章では、企業調査のサンプリング方法と調査結果を概観している。企業調査の対象を1000事業所程度^(注4)に限定せざるを得ない事情もあって、筆者らはまず調査都市を決めた。そのうえでなるべく多くの産業を対象としつつ、さらにそれぞれの産業のなかでも多様な企業規模や活動（とくに輸出、下請け）に従事する企業をサンプルに含めることを重視するという、ランダムサンプリングとは非常に異なるサンプリング方法をとったことが示されている。

第3章では、企業調査に基づいて小工業に対する新たな知見が数多く示された。まず、小工業が競争から保護されているとはいえ様々な質の競争に直面していることが確認され、産業分類、企業規模によって競争相手がどのように違っているかという整理が試みられた。次に価格決定や技術導入といった企業行動における主要な側面についての違いを競争の質との関連で考察し、大企業や多国籍企業、輸入品との競争を意識している小工業は技術の開発や模倣に熱心であることが示された。さらに、投資額、資本・労働生産性、売上げ増加率といった企業パフォーマンス関連の指標が輸出小工業において高いこと、下請け小工業において低いことなどが指摘された。

第4章は、とくに論点になっている生産留保政策を取り上げている。はじめに企業調査結果から、非留保品目の生産に従事する事業所との比較において、留保品目の生産に従事する事業所についていくつかの特性が浮き彫りにされた。すなわち補助金などの優遇政策に関心が高い一方、参入に際して技術的な蓄積に乏しかったこと、売上げ伸び率が低く、稼働率をはじめ生産の効率性を示す各種指標も低いことなどである。さらに留保品目の生産に従事する小工業は州レベル以下の狭い市場のなかで小工業同士の競争に直面し、非留保品目の生産に従事する小工業は州レベル以上の広い市場において小工業および大企業との競争に直面する傾向が明らかにされた。生産留保政策によって経験の乏しい企業家の起業が促されたものの、一旦参入した企業は同様の企業との競争に晒され、厳しい経営を余儀なくされている姿

がうかがわれる。

第5章では、企業調査より、輸出に従事する事業所が輸出を行っていない事業所に比べて効率的な生産を行っているにもかかわらず、国内販売価格と比べた輸出価格のプレミアムが小幅であることが示された。そのうえで筆者は、輸出企業への信用供与強化や輸入投入財の関税引き下げなどによって輸出へのインセンティブを強化する必要があると提案している。

第6章では小工業にとってのインフラ面の制約が考察されているが、予想されるとおり、州や農村/都市部といった立地を問わずあらゆるインフラが不足しており、なかでも電力不足が最も深刻であることが示された。小工業のなかでもとりわけ近代的な企業にとっては電力インフラ、輸出企業にとってはさらに港湾インフラの不足が制約要因である。

第7章は、1991年以降進められている金融改革と小工業の関連に関し、反論が試みられた章である。筆者は、小工業、農業への貸出比率義務が金融部門の不良債権問題、ひいては金融システムの非効率化につながっているという見方を否定し、さらに小工業にとって銀行融資へのアクセスが非常に困難になっており、それによって小工業セクターの成長が鈍化するという影響が出ているとの主張を展開した。

第8章では、小工業政策だけでなく各種の規制・法の存在に伴って小工業側に生じているコストに焦点があてられた。企業調査の結果、小工業が対応しなければならない省庁は労働関連、税務関連、環境関連など数多く存在することが確認され、起業家は省庁とのやりとりにかかなりの時間を割かれているうえ、省庁との対応に専従するスタッフを雇用するなどのコストを支払っている姿が浮き彫りにされた。しかも、物品税の減免措置は小工業のインセンティブになっているものの、労働関連の規制・法が存在し企業に対応を強いているにもかかわらず労働者の福利厚生改善につながっていないなど、多くの規制・法は企業にコストを負わせる一方で実効を挙げていないという。

評価とコメント

本書の分析対象は、厳密な意味での SSI を中核としつつ、その周辺の事業所群を含んだいわゆる小工業である。筆者らは、なるべく多くのタイプの事業所を企業調査のサンプルとすることによって全体像をつかむことを重視しているが、あくまでも Proper SSI を考察対象としており、政治的な思惑によって実施されたスキームを利用した小工業や、何らかの背景でとくに優遇されている小工業は分析対象から外している。ただし、Proper SSI かどうかの基準が明確でないまま、小工業の不良債権問題は非 Proper SSI によるものであると断じるなど、小工業の問題とされる点を非 Proper SSI に負わせているのが気になる点である。

SSI については、第 2 次 SSI センサス（1988 年度末時点の登録 SSI が対象）が 1990 年に実施された後、第 3 次 SSI センサス（2001 年度末時点の登録・非登録 SSI が対象）がようやく 2002 年 11 月から翌年 6 月にかけて実施されるまで、データが非常に制約されていた。本書の実証研究のベースとなったサンプル調査は SSI センサスに比べて格段に小規模であり、かつサンプルの抽出方法も特殊であるという点では、センサス調査にかなり見劣りする。しかし、SSI センサスの質問状の内容が企業プロフィールの他は固定資本、在庫投資、雇用・賃金、中間投入財、生産能力などであるのに対し、本書の依拠する企業調査では、質問状に起業の動機、競争環境に関する認識などの意識から、銀行および取引先との具体的な取引慣行の詳細まで盛り込まれている。こうした調査の結果、とりわけ第 3 章、第 4 章では小工業に対する新たな知見が得られ、小工業部門が政策的に保護されてぬるま湯に浸っているという既存の議論に対して反証が提示されたことの意義は大きいと思慮される。

他方、母集団に対して非常に少数のサンプル調査に依拠したという性質上、反証ではなくより積極的に展開された議論については、論拠が不十分であることから違和感を覚える。第 4 章で生産留保政策に

よって生じうる静学のおよび動学的な歪みが議論された後に生産留保政策は廃止すべきとの主張が述べられたが、こうした議論や主張に実証的裏付けはみられない。また第 7 章で小工業では起業家の自己資本比率が高いこと、その結果モラルハザードが生じにくく融資が不良債権化しにくいことが述べられているが、教科書的な議論にとどまっており、インドの小工業に当てはまるのかどうかについてはやはり実証的な裏付けがない。

さて、各章における議論を踏まえると、本書全体を通じた筆者らの主張は次の 3 点に整理できる。

(1) インフラの制約がとくに厳しいなど、小工業は他のセクターに比べてより劣る投資環境に置かれている。

(2) しかし小工業政策はそうした小工業の被るマイナスを是正するには至っておらず、むしろ政府への対応が追加的なコストを強いている。実効のない生産留保政策、低利ではあるが十分でない小工業への信用割り当てなどの政策は廃止すべきである。

(3) 十分な信用供与がなされ、さらに経済成長のペースが加速すれば、小工業は現行の輸出などの活動領域に加え、下請け企業としての活動領域を拡大し、経済成長を支えていこう。

すなわち、競争力の発現を阻害している生産留保政策などを廃止すべきという主張は本稿のはじめに紹介した既存の議論と同じであるが、そうした政策によっては小工業支援の実効があがらない一方、コスト負担のみが生じているためであるという、現行の政策に対する正反対といってよい評価に基づいている。

今後の小工業の役割についての展望は、小工業の優位性を支えている要因として労働市場の分断があること、同様の状況にあった日本や台湾の経験において小工業が重要な役割を担ったことから導かれている。しかし、工場法などによって労働市場の分断が生じているのであれば、小工業への下請けを通じて小工業以外の企業も安価な労働力を利用するはずである。筆者らは、インドでは経済成長のスピードが遅いためそうした現象が潜在的なものにとどまっているとするが、労働市場の分断の実態や背景が日

本や台湾の経験とは異質である可能性もあるだろう。本書では労働市場の側面から小工業の分析が掘り下げられていないのが残念である。

(注1) インドで保護・育成政策の対象とされているのは小規模工業 (Small Scale Industries: SSI) であり、資本金規模で定義される。本書では、SSI を中核としつつ、既存の SSI の定義に必ずしもとられない緩い概念として Small firm という用語を用いて

いるものとみられ、訳として小工業という用語をあてた。

(注2) 生産留保政策とは、特定の指定品目について小工業に対してのみ排他的に生産を認める政策。

(注3) 注1を参照。

(注4) ちなみに小工業は200万、家内工業を除いても60万程度存在するとされる。

(アジア経済研究所地域研究センター)